

## 小川区有中世文書について

小川区有中世文書は、江戸時代以来、小川天満宮（田主丸町船越）に伝来した史料群である。小川区が所有し、平成二十年度より久留米市教育委員会に寄託され、久留米市文化財收藏資料として文化財保護課が管理している。久留米市域に伝来する中世・戦国期の文書としては、現在確認できる限りにおいて、高良大社所蔵文書（福岡県指定文化財）、大善寺玉垂宮関係文書（久留米市指定文化財）に次ぐ規模の史料群である。

当調査は、当史料群が久留米市に現存する数少ない中世・戦国期の貴重な古文書であることに鑑み、市の文化財指定を視野に入れた保存活用を図るため、実施したものである。この成果を踏まえて、平成二十九年二月十三日、小川区有中世文書十九点、附「小川鏡御影寛附並大友家文書」一点は、久留米市指定文化財（有形文化財〔古文書〕）に指定された。本書の目録・翻刻・図版は、指定史料を収録するものである。

### 史料の現状

当史料群は、十五世紀から十六世紀にかけて、中世筑後の国人小河氏が、大友氏から発給された文書を中心とする。年紀を欠くものについても、差出書（署名・花押）や内容などにより、おおよその年代が判明する。以下、個々の史料については、調査番号（目録参照）を【】で示しながら、報告を進めたい。

【1】は、一紙に預置状等四通が書写されている。【2】～【17】は、感状や知行預状などで、いずれも表装等は施されず、作成時の原状を保っている。【18】・【19】は封紙で、それぞれの上書から、後者は【6】か

【11】に付属したものと考えられるが、前者の本紙は現存を確認できない。【20】は、寛保二年（一七四二）の年紀を有する「小川鏡御影寛附並大友家文書」一冊で、小川天満宮の縁起や、【1】～【17】の写を収録する。ただし、【18】・【19】を含め、封紙は書写されていない。

【1】～【17】は、【20】に「小河氏江大友家より文書拾六通、同写四通」として収録されていることから、寛保二年までに「大友家文書」というまとまりを形成していたことが分かる。【1】については、「上妻郡広川二本紙有之、写四通者小川氏家二在」と説明されており、寛保二年の時点で、正文は「上妻郡広川」にあり、その写である【1】が船越の小川氏の許にあったことが分かる。

平成二十年度の寄託時には、【1】～【20】が、収納箱2（図版・39頁下段）とともに、収納箱1（図版・39頁上段）に収納されていた。収納箱2に伴う包紙上書に「大友家感状并書翰 拾七通 天明元年辛丑夏五月封」とあり、天明元年（一七八一）に文書整理が行われたことが分かる。なお、【1】～【17】は、「宝第〇号」のように墨書された貼紙が施されているが、この整理と天明元年の「封」との関係は詳らかでなく、また、貼紙の番号は【20】における【1】～【17】の収録順と必ずしも一致しない。小川天満宮では、江戸時代より現代まで、御神体である菅原道真の「御影」（後述のように自画像とされる）の御開帳大祭・虫干大祭が定期的に開かれており、これに伴って文書整理が行われた可能性も考えられる。

### 中世小河氏

小河氏は、現在の小川区の地に居館を構えていた国人である。苗字の表記であるが、当史料群の中世文書では、【7】の宛所「小川中務少輔」

を除き、「小河」と記されていることから、ここではひとまず「小河」を採ることにする。

小河氏の由緒について、【20】所収の小川天満宮の縁起によれば、次のように記録されている。

小川藤五郎が、菅原道真に従って太宰府に下った。この時、道真は鏡に向かつて自画像を描き、藤五郎ら三人の臣下に与えた。やがて藤五郎は「竹野」（現在の田主丸町辺り）に來住した。その子孫である隣甫が豊後大友氏に臣従したが、宗麟の代に離反し、英彦山に逃れた。大友氏没落の後、小川の地へ帰還し、「御影」を祀って天満宮を興したという。

菅原道真の太宰府左遷は昌泰四年（九〇一）のことで、現存する古文書に小河氏が現れるのは、写ではあるが永享六年（一四三四）とされる【1-1】である。これは、大友氏十二代持直が、小河藤次郎（①）他二名を「竹野郡代職」に任ずるものである。次に、年不詳ながら【1-2】では、同十五代親繁（一四一一〜一四九三）が、小河伊賀守（②）他一名を「竹野郡代職」に任じている。

正文における小河氏の初出は【4】で、永正六年（一五〇九）、小河藤五郎（③）が、大友氏十九代義長により、筑後国の守護代官とされる三原親賢を通して、小川庄七〇町などを与えられている。これに先んじて【2】では、文龜三年（一五〇三）に、菅藤五郎が大友親匡（義長）より竹野郡内に知行を安堵されており、この安堵状が小河氏の許に伝えたことからすると、菅藤五郎が何らかの事情で苗字を「小河」に改めた可能性も考えられる。

その後、小川中務少輔（④）が、永正十三〜四（一五一六〜七）頃に大友氏二十代親安（のち義鑑）から「当知行」を認められ【7】、享祿元年（一五二八）には、鱈坂庄の内三町を与えられた【5】・【6】。

天文元年（一五三二）頃には、義鑑より「伊賀守」に任ぜられる【11】。ほどなく大友義鑑より、出府の感状を与えられ【15】、天文三年の大内氏の豊後進攻時にも感状が出されている【17】。また、年不詳であるが、筑後国内に六町を与えられている【16】。

ここまでの①〜④の人物については、残念ながら相続等の関係は不明であるが、【13】において、永祿二年（一五五九）、大友氏二十一代義鎮（のち宗麟）より、侍嶋合戦で戦死した「親父」である中務大輔鑑昌（⑤）の跡が、小河六郎（⑥）に認められており、⑤⑥の相続関係が分かる。

この六郎は、同日付けで「鎮昌」を名乗ることを許されている【14】。【20】では、鎮昌をのちに宗麟から離反する「隣甫」とされている。とすれば、六郎は同五年の「筑前目錯乱」時には、宗麟より感状を与えられた【12】のち、通称を中務少輔と改め、天正三〜四年（一五七五〜六）頃には、年始の返礼を受ける【9】。同七年（一五七九）に、大友氏二十二代義統から筑後国内に三〇町分を与えられた【10】後、大友氏の下を離れたと考えられる。

この間、詳細は不明であるが、筑後の国人四名の連署による【8】の御殿料請取状が小河中務少輔に出されており、大友氏に対する「御殿料」をめぐる筑後国内において国人相互の遣り取りを看取できる。

#### 調査の所見―当史料群の意義―

史料の状態については、いずれも表装等が施されず、ほぼ作成当時の姿で伝来してきたものである。目視される本紙の墨付や折目から、文書作成時の中世・戦国期に独特な料紙の折り方や封式を復元することが可能である。

当史料群の形成主体である小河氏については、国人の中でも支配地域

が小規模に留まり、この階層の史料は一般に伝来しにくい。こうした国人層は、江戸時代になると多くは武士か豪農の道を選択するが、社家となつた経歴をみても、小河氏の事例は希少である。

史料の内容については、文書に見える人名・地名等から、筑後国内での文書のやりとりが窺え、地域支配システムを復元できる可能性を有する。

このように小川区有中世文書は、久留米の歴史的地域資料として価値が高いことはもとより、良好な保存状態や伝来の経緯の希少性から、中世・戦国史研究に新たな知見をもたらす可能性を持つ貴重な史料群である。

#### 参考文献

- ・『福岡縣史資料』第十輯（福岡県、一九三九年）
- ・田北孝編『増補訂正編年大友史料』全三巻・別巻二冊（一九六二～一九七九年）
- ・上野美之「麦生氏と小河氏の遺跡」（『田主丸郷土史研究』創刊号、一九八七年）
- ・福川一徳「戦国期大友氏の花押・印章編年考」（『古文書研究』第三二号、一九八九年）
- ・芥川龍男編『大友宗麟のすべて』（新人物往来社、一九八六年）
- ・『田主丸町誌』第一・二巻（田主丸町、一九九六年）
- ・大城美知信・田淵義樹著『柳川の歴史2 蒲池氏と田尻氏』（柳川市、二〇〇八年）
- ・『角川日本地名大辞典40 福岡県』（角川書店、一九八八年）
- ・『日本歴史地名大系41 福岡県の地名』（平凡社、二〇〇四年）